

新東京都GAP(茶)チェックシート

区分	生産工程段階	分野	No.	管理点	管理基準	重要度	評価 (○、×、-)	具体的な取り組み状況(評価理由を具体的に記入すること)	差分	ガイドライン対応番号	平成30年4月1日 施行の管理基準書との関連
経営体制全体	全般	農場経営管理	1	ほ場の所在地と面積、栽培施設、かん水施設等を記載した台帳および図面を作成し、保存している。	下記の適用範囲に関する最新情報を記録している。 ① 農場(農場名、所在地、連絡先)	必須			○	1	4(茶)を変更
					② 商品(茶葉、品目(栽培中または栽培予定))	必須			○		
					③ ほ場(ほ場名等、所在地、面積)	必須					
					④ 倉庫(所在地、保管物(農薬・肥料等の資材、燃料、機械等))	必須			○		
					⑤ 製茶・貯蔵施設(所在地、取扱い品目)	必須			○		
					⑥ 外部委託先(名称、委託工程、所在地、連絡先)	必須			○		
					⑦ 上記③～⑤の図面	必須			○		
			2	農場の管理体制ができています。	①農場責任者(経営主)、栽培責任者(農作業、安全・保守点検、農薬適正利用責任者)、加工責任者(食品衛生、作業安全、ポイラー保守点検等)、資材責任者(資材、農薬、肥料、燃料等管理)、品質管理責任者(出荷管理、クレーム対応等)を配置している。	必須			2	2(茶)を変更	
					②各責任者は、役割について理解している。	必須					
			3	「食べ物」(安全な食料)を生産しているという基本的な姿勢を持っている。	①農場の理念を定めて周知している。	必須			3	1(茶)を変更	
					②理念を実現するための行動指針を定めて周知している。なお、次の5分野(食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理)の観点を含むものとする。	必須					○
			4	自己点検を実施し、改善に向けた取組をしている。	農場責任者が農場のルールを決定した上で以下の取組を実施している。 ①自己点検を年1回以上実施したことが記録でわかる。	必須			4	6(茶)を変更	
②自己点検の結果、不適合だった項目を改善している。また、そのことが記録でわかる。	必須										
生産体制全体	苗づくり・定植	農場経営管理	5-1	新しい技術や品種の開発時に、必要となる知的財産を保護する手段を知っている。	権利化・秘匿・公開の3手段について理解し、該当する技術や品種があれば、特許・品種登録等をしている。	必須				5	3(茶)
			5-2	品種登録制度を守っている。	品種登録制度を守っており、許諾の必要な品種の種苗については、許諾を得て栽培している。	必須					20(茶)
	全般・計画	農場経営管理	6	栽培と出荷の計画を立て、実績を評価し、必要に応じて次の計画に反映している。	①栽培と出荷の計画を立てている。 ・作業内容及び実施時期 ・品目ごとの収穫見込量 ・生産性等に関する目標	必須			○	6	5(茶)を変更
					②上記①に基づいた農作業を記録している。	必須			○		
					③計画と実績を比較し、次の計画立案に役立っている。	必須			○		
	全般	農場経営管理	7	農場管理の記録を保管している。	都GAPが求める記録を1～3年保管している。	必須				7	新規
			食品安全	8	作業工程ごとに、食品安全の観点からリスク評価を実施する。	①ほ場、栽培、摘採、選搬、荒茶製造、貯蔵、仕上茶製造、包装、出荷等の作業工程ごとに食品安全の観点からリスク評価を行いその内容を記録している。	必須			○	8
②リスクがある場合、危害が生じないように対策を実施し、検証及び見直しを実施している。						必須			○		

区分	生産工程段階	分野	No.	管理点	管理基準	重要度	評価 (○、×、-)	具体的な取り組み状況(評価理由を具体的に記入すること)	差分	ガイドライン対応番号	平成30年4月1日 施行の管理基準書 との関連			
リスク管理	全般	労働安全	9	作業工程ごとに労働安全の観点からリスク評価を実施する。	①ほ場、栽培、摘採、運搬、荒茶製造、貯蔵、仕上茶製造、包装、出荷等の作業工程ごとに労働安全の観点からリスク評価を行いその内容を記録している。	必須			○	9	新規			
					②リスクがある場合、危害が生じないように対策を実施し、検証及び見直しを実施している。	必須			○					
		環境保全	10	作業工程ごとに環境保全の観点からリスク評価を実施する。	①ほ場、栽培、摘採、運搬、荒茶製造、貯蔵、仕上茶製造、包装、出荷等の作業工程ごとに環境保全の観点からリスク評価を行いその内容を記録している。	必須				○	10	新規		
					②リスクがある場合、危害が生じないように対策を実施し、検証及び見直しを実施している。	必須				○				
	出荷	農場経営管理	11-1	摘採の記録を付け保存している。	摘採ロットごとにほ場、摘採日、摘採数量を記録している。	必須					11	7(茶)		
			11-2	荒茶製造の記録を付け保存している。	荒茶製造ロットごとに製造日、製造数量、摘採ロットを記録している。	必須						8(茶)		
			11-3	仕上茶製造の記録を付け保存している。	仕上茶製造ロットごとに製造日、製造数量、荒茶製造ロットを記録している。	必須						9(茶)		
			11-4	出荷の記録を付け、保存している。	①出荷先ごとに、商品形態(生葉、荒茶、仕上茶)及び形態に応じたロット、出荷日、出荷数量を記録している。	必須							10(茶)	
					②食品表示法に基づき適正に名称及び原産地を表示している。	必須				○			49(茶)	
			11-5	生産資材の納品書(購入伝票、領収書等)は保存している。	栽培や製茶に使用した、すべての生産資材の納品書等(購入伝票、領収書等)は、税法で規定されている期間以上、保存している。	必須								
			11-6	他農場の茶葉を取り扱う場合、混入を防止している。	①他農場の茶葉を取り扱っている場合、生産したほ場ごとの識別管理と他農場の農産物の意図しない混入を防止する対策ができており、記録から確認できる。	必須								
	②他農場の茶葉を販売する場合は、生産した農場の情報について、販売先に誤解を与えるような表示をしていない。	必須							○					
	11-7	委託加工を請負う茶葉の取扱記録がある。	他農場産茶葉の委託加工を請負っている場合、生産した農場ごとの識別管理と混入防止対策がある。	必須								11(茶)		
	収穫・調製	食品安全	12	加工時の異物混入への対策を実施している。	①出荷工程以前に目視点検等により異物を取り除く工程がある。	必須					12	54(茶)を変更		
					②磁石などを利用した異物を取り除くための装置を設置している。	推奨								
					③品種限定品等を製造する場合、異品種が混入しない対策を実施している。	必須				○				
	13	農場のルールに基づく管理を遵守することについて、外部委託先と合意している。	農場は外部委託先と契約を結んでいる。農場と外部委託先との間で交わされた契約文書は下記の内容が含まれている。なお、農場と外部委託先が契約文書を交わせない場合には、外部委託先が公開・提示している文書(約款等)を農場が確認することで契約文書として代替することができる。 ①農場の経営者名、住所及び連絡先	必須					○	13	新規			
			②外部委託先の名称、所在地、連絡先及び代表者名	必須					○					
			③外部委託する業務(工程)及びその業務(工程)に関する食品安全のルール	必須					○					
			④上記③について農場が定めたルールに従うことの合意	必須					○					
⑤契約違反の場合の措置に関する合意			必須					○						

区分	生産工程段階	分野	No.	管理点	管理基準	重要度	評価 (○、×、-)	具体的な取り組み状況(評価理由を具体的に記入すること)	差分	ガイドライン対応番号	平成30年4月1日 施行の管理基準書 との関連		
人的資源	全般	農場経営管理	14	食品安全確保のためのサービス提供者の評価及び選定に係る方法を定めて実施している。	①残留農薬、水質、重金属類、微生物、放射性物質等の食品安全に関する検査を行う機関は、該当する分野で下記のいずれかを満たしていることを確認している。 ・国が認定した登録検査機関 ・ISO 17025認定機関 ・日本GAP協会または自治体が推奨する機関	必須			○	14	新規		
					②資材やエネルギーの取引先に関して、信頼性を評価している。	必須			○				
			15	ルール違反、苦情・異常への対応手順を定めている。	①農場のルール違反及び商品に関する苦情・異常が発生した場合の対応について文書化された管理手順があり、下記が明確になっている。 ・責任者への連絡 ・状況及び影響の把握 ・応急対応(影響がある出荷先及び関係機関への連絡・相談・公表、商品回収、不適合品の処置等を含む) ・原因追及 ・是正処置	必須				○	15	新規	
					②農場のルール違反及び商品に関する苦情・異常が発生した場合には、上記①の手順に従って対応したことが記録でわかる。	必須				○			
			16	事故や災害等に備えた農業生産の維持・継続のための対策を実施している。	自然災害等のリスクに備えるため、「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」及び「農業版BCP(事業継続計画書)」の作成や農業保険(収入保険、農業共済)加入等の対策を実施している。	必須				○	16	新規	
			全般	人権保護	17	雇用・労働環境における人権侵害防止について、管理方法を定めて実施している。	①労働条件を提示し、遵守している。	必須				○	17
	②作業者を差別しない。	必須								○			
	③外国人労働者の場合には、労働者が理解できる言語で労働条件を文書で示している。	必須								○			
	18	技能実習生など、外国人雇用がある場合、適切な対応を行うための環境整備等を実施する。			①外国人雇用がある場合は在留資格を確認している。	必須					○	18	新規
					②受入れ及び離職時にはハローワークへ必要な届け出を行っている。 ③快適な住環境を提供する。	必須					○		
	19	家族間の十分な話し合いに基づく家族経営を実施している。			①家族で話し合い、役割分担等を決定する。	必須					○	19	新規
			②家族の合意の下、報酬等を含む家族経営協定を締結する。	推奨					○				
20	労働条件を遵守し、労使間における労働条件、労働環境、労働安全等に関する意見交換を実施する。	①労働者名簿、賃金台帳、出勤簿を整備する。	必須					○	20	新規			
		②従業員と雇用者の両者間での話し合いを行う。	必須					○					
21	農場経営管理	作業者が必要な力量を身に付けるため、教育訓練を実施している。	①各担当の責任者は担当範囲の農場ルールについて作業者を教育し、実践できるようになるまで訓練する。	必須					○	21	新規		
			②外国人雇用者がいる場合は、写真やイラスト、母国語への翻訳などにより、理解できる方法で教育訓練を行う。	必須					○				
22	人権保護 農場経営管理	労働者災害補償保険等に加入している。	常時5人以上の雇用者がいる場合、労働者災害補償保険等に加入している(5人未満は任意加入)。	必須					22	74(茶)			

区分	生産工程段階	分野	No.	管理点	管理基準	重要度	評価 (○、×、-)	具体的な取り組み状況(評価理由を具体的に記入すること)	差分	ガイドライン対応番号	平成30年4月1日 施行の管理基準書 との関連	
		労働安全 人権保護	23	機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者については制限を行っている。	①法規制がある作業等には、必要な免許の取得や講習を受けている。	必須				23	67(茶)	
					②従業員にも必要な免許の取得や講習の受講に努力している。	必須						
					③次の該当者は、必要に応じて作業内容の制限を行う。 ・酒気帯び、薬剤服用、病気、負傷、過労等により、正常な作業が困難な者・作業により、妊娠又は出産に係る機能障害等健康状態に悪影響を及ぼすと考えられる者・年少者・作業の未熟練者	必須						
		労働安全	24	安全に作業を行うための服装や保護具の着用・管理を実施している。	①機械の操作時に必要な服装・装備の一覧を作成し、装着を徹底する。	必須				○	24	新規
					②防除や機械類の操作等、危険な作業に従事する場合は作業に相応しい装備であることを確認する。	必須			○			
					③装備の重要性について教育を実施する。	必須			○			
		労働安全	25	事故対応手順を定めて緊急事態の備えをしている。	①事故対応手順を定めて農作業従事者等に周知している。	必須				○	25	75(茶) を変更
					②ほ場の近くには清潔な水があるか、清潔な水を携帯している。	必須						
					③救急箱と緊急連絡先、応急措置等の対処手順書を携帯している。	必須						
					④農薬中毒等の事故に備えて、緊急対応処置の掲示をしている。	必須						
					⑤火災が発生する恐れのある場所では、消火器を設置している。	必須						
		全般	農場経営管理	26	農場入場者(訪問者を含む)に対して守るべき農場のルールを文書化し、入場者に周知している。	①農産物の汚染や事故を防止するため、労働安全(入場者のけが防止を含む)、食品安全、環境への配慮に関する入場時のルールを定めている。	必須			○	26	新規
②入場時のルールは入口への掲示や口頭注意などで周知している。	必須							○				
③入場者に外国人がいる場合には、その入場者が理解できる表現(言語・図画等)でルールを伝えている。	必須							○				
食品安全 農場経営管理	27		ほ場や製茶施設から通える場所での清潔な手洗い設備やトイレ設備の確保等による衛生管理を実施している。	①ほ場の近くに使用できる手洗い設備やトイレがあり、汚水がほ場や施設、水路を汚さないようにしている。	必須					27	16(茶)と 57(茶)	
				②製茶施設の近くに手洗い設備やトイレがあり、衛生的な作業ができるようになっている。	必須							
食品安全	28		ほ場やその周辺環境(土壌や汚水等)、廃棄物、資材等からの危害要因による土壌の汚染及び土壌中の危害要因に由来する農産物の汚染の可能性に関する評価を行い、評価結果に基づき対策を実施している。	①周辺環境を確認し、汚染源となる施設等を把握する。	必須					28	新規	
				②土壌汚染のリスク評価を実施する。	必須							
				③リスクが高い場合、土壌汚染及び土壌中の危害要因に由来する農産物の汚染を回避する作付計画を立案する。	必須			○				
				④土壌汚染の危害要因となるほ場の廃棄物、資材等は適切に処分する。	必須							
	29-1		土づくり等を通じた適正な土壌管理を実施している。	①ほ場の土壌特性を把握し、持続的な土地利用のための土づくりを行っている。	必須				○	29	新規	
				②土壌診断や作物診断等を実施し、作物特性やデータに基づいた施肥を行っている。	必須							

区分	生産工程段階	分野	No.	管理点	管理基準	重要度	評価 (○、×、-)	具体的な取り組み状況(評価理由を具体的に記入すること)	差分	ガイドライン対応番号	平成30年4月1日 施行の管理基準書 との関連
	土づくり	環境保全	29-2	有機物を活用した適切な土づくりに取り組んでいる。	①施肥基準等を考慮し、堆肥の施用、畝間の草生栽培などを行っている。	必須					17(茶)
					②堆肥を施用する場合は、完熟堆肥を使用している。	必須					
			30	土壌の侵食を軽減する対策を実施している。	降雨や強風によって土壌が侵食されるおそれがある場合は、防風ネットや被覆作物の栽培、植生帯の設置などを行っている。	必須				30	19(茶)
	栽培・調製	食品安全	31	用水の水源を確認している。	①水源の由来を把握している。	必須			○	31	新規
					②使用水源が周辺の環境から判断して危険要因(汚染物質等)に汚染される可能性がある場合、水質分析(化学性)を行い、問題点を明らかにしている。	必須			○		
					③水源に茶葉に危害を及ぼす要因がある病原性微生物が含まれないか把握に努めている。	必須			○		
					④問題がある場合、水の浄化装置の設置や用途によって水源を変えるなどの対策をしている。	必須			○		
	調製	食品安全	32	茶葉への異物混入や汚染の可能性があると判断した場合、生葉を洗浄している。	洗浄機械、洗浄水を利用して生葉を洗浄している。	必須			○	32	新規
	全般	環境保全	33	ほ場及び製茶施設で発生した排水(排水中の栄養成分を含む)やそれに含まれる植物残さ、廃棄物等の適切な管理を行っている。	①農場からどのような排水が出ているかを把握している。	必須			○	33	新規
					②洗浄水の排水経路を確認し、水源に流れ込まないよう排水ます、沈殿槽を設置する。洗浄水が河川に流れ込まない場所に洗浄場所を変更する。	必須			○		
	調製	食品安全	34	製茶施設・設備の保守管理、点検、整備、清掃等の適切な管理に加え、有害生物(昆虫、小動物、鳥類、かび等)の侵入・発生防止対策、異物、有毒植物等の混入防止対策を実施している。	①製茶施設・設備において侵入・発生しやすい有害生物(昆虫、小動物、鳥類、かび等)を把握する。	必須			○	34	新規
					②有害生物の進入路を塞ぎ、物理的に駆除する。薬剤での駆除は農産物等の汚染を防止する方法で駆除する。	必須			○		
					③製茶施設・設備において、異物、有毒植物等の混入防止を行っている。	必須			○		
					④製茶施設・設備の保守管理、点検、整備、清掃等の適切な管理を行っている。	必須			○		
			35	荒茶及び仕上茶への汚染、異物混入等の防止対策を実施している。	荒茶及び仕上茶の製造エリアは土足禁止とし、そのことを従業員等に理解させるための、土足禁止の表示物を掲示している。	必須			○	35	新規
	調製	食品安全 農場経営管理	36	製茶工程において、異物混入やアレルギーと農産物の交差汚染の防止対策を実施している。	①喫煙、飲食をする場所を定め、それ以外は禁止する等、異物やアレルギー物質を作業場に持ち込まない措置を講じる。	必須			○	36	新規
②作業者にアレルギー物質を周知する。					必須			○			
③アレルギー物質となる農産物とそうでない農産物の分離・識別管理を徹底する。					必須			○			
④アレルギー物質を使った後の機器類を徹底して清掃、洗浄する。					必須			○			
	食品安全	37	製茶施設等において衛生管理を実施している。	①茶葉を適切に保管、貯蔵している。	必須				37	新規	
			②調製・出荷作業場、保管・貯蔵施設など全ての製茶に関する施設を対象に、衛生管理を実施している。	必須							
全般	食品安全 環境保全 労働安全	38	器具、容器、設備、機械・装置及び運搬車両を把握し、安全装備等の確認、衛生管理、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理を実施している。	①設備、機械・装置及び運搬車両等の管理責任者を定め、定期的に必要な点検を行う。	必須			○	38	新規	
				②点検記録を残している。	必須			○			
				③設備、機械・装置及び運搬車両等の使用後は適切に洗浄、拭取り等をして衛生的に管理する。	必須			○			

区分	生産工程段階	分野	No.	管理点	管理基準	重要度	評価 (○、×、-)	具体的な取り組み状況(評価理由を具体的に記入すること)	差分	ガイドライン対応番号	平成30年4月1日 施行の管理基準書 との関連
経営資源	調製	労働安全	39	ボイラー及び圧力容器の設置・使用に必要な届出、取扱作業主任者の設置を行っている。	①ボイラー設置時の届出、落成検査等を実施している。	必須				39	72(茶)
					②取扱の有資格者の中から取扱作業主任者を配置している。	必須					
		農場経営管理	40	ボイラー及び圧力容器の定期自主点検の記録の作成・保存を行っている。	ボイラー及び圧力容器の定期自主点検を実施し、点検結果の検査記録を3年間保管している。	必須				40	72(茶)
	農場経営管理	41	計量機器の点検・校正を行っている。	①計量機器の定期点検を実施している。	必須			○	41	新規	
				②電池の交換を確認している。	必須			○			
				③がたつきのない水平な場所で使用している。	必須			○			
		食品安全	42	栽培・摘採・運搬・製茶に使用する器具・包装容器等や掃除道具及び洗浄剤・消毒剤・機械油等の安全性を確認するとともに、適切な保管、取扱い、洗浄等を実施している。	①機械や運搬車両、容器類が茶葉に直接接触するのに適した材質、安全性を有しているのを確認している。	必須			○	42	新規
					②茶葉の容器包装には、食品衛生法の「食品、添加物等の規格基準」を満たしたものを選定している。	必須			○		
					③機械や器具の洗浄に使用する洗剤、潤滑油等は茶葉に接触しても問題のないものを選定して使用している。	必須					
					④茶葉と接触する可能性のある機械に使用する潤滑油は、食品機械用のものを使用する。	必須					
					⑤梱包の際に封入する緩衝材、フィルム、結束テープ、新聞紙等についても材質を調べる、業界団体の見解を入手する等を行い問題がないか確認する。	必須			○		
	⑥鮮度保持や洗浄を目的として使用する資材等(封入物、清拭、散布・浸漬・塗布剤)も、食品への使用が許可されているか、安全性に問題がないか確認する。	必須			○						
	⑦包装資材・容器類の点検・修理・交換などを行い、衛生的に保管し取り扱いを行っている。	必須			○						
	⑧用途別、場所別に清掃道具を準備し、分別して保管し使用する。清掃道具は衛生的に保管し、適切な頻度で交換している。	必須			○						
労働安全	43	機械、装置、器具等は適正に使用している。	①機械、装置は目的外使用をしない。	必須				43	新規		
			②取扱説明書等により適切な使用方法や注意・禁止事項を確認する。	必須							
			③適切な使用方法や注意・禁止事項は機械、装置等を使用する可能性のある従事者全員に周知している。	必須			○				
食品安全 環境保全 労働安全	44	燃料類は適切に保管している。	①燃料は保管や使用する場所での火気厳禁、内容物にあった保管容器の使用を徹底している。	必須				44	48(茶)		
			②燃料は消防法や自治体の条例による規制を遵守して管理している。	必須			○				
			③農産物に燃料が付着しないよう、流出した燃料が水源や土壌を汚染しないよう燃料漏れ対策を講じている。	必須			○				
			④石油類に該当する危険物(はく離剤、インク、洗浄剤、有機溶剤等)も定められた保管方法を遵守し、消防設備の準備、漏れ対策を講じて適切に管理している。	必須			○				

区分	生産工程段階	分野	No.	管理点	管理基準	重要度	評価 (○、×、-)	具体的な取り組み状況(評価理由を具体的に記入すること)	差分	ガイドライン対応番号	平成30年4月1日 施行の管理基準書 との関連
	全般	環境保全	45	温室効果ガスの削減に資する取組を行っている。	①農場内で使用しているエネルギーの種類(電気、燃料等)を把握し、使用量を記録している。	必須			○	45	新規
					②省エネルギーに留意した農業機械・装置、車両、施設の適切な使用を行っている。	必須					
					③局所施肥や肥料の利用効率の高い分肥、緩効性肥料の施用など農場由来の温室効果ガスの削減に努めている。	推奨					
					④土壌への堆肥の継続的な施用、病害虫がまん延する可能性のある場合を除き、枝葉(整せん残さ)のすき込みなどは場への炭素貯留に努めている。	推奨					
		食品安全 環境保全	46	農場から出る廃棄物を把握し、適切に分別・管理して処分するとともに、枝葉(整せん残さ)等の有機物のリサイクルに取り組むなど廃棄物の削減を行っている。	①農場から発生する廃棄物を把握し、廃棄物自体を削減する方法を検討している。	必須			○	46	新規
					②リサイクルできる廃棄物はリサイクルしている。	必須					
					③枝葉(整せん残さ)は、土づくりや堆肥資材としての利用に努めている。	必須					
					④農業生産に伴い発生する廃棄物は産業廃棄物や事業系一般廃棄物として法に従い適切な処理を行う。	必須					
					⑤廃棄物は、処分するまで農産物等と接触しない場所に一時保管し、適切に処理を行う。	必須					
		環境保全 労働安全	47-1	農場内の整理・整頓・清潔・清掃を実施している。	①農場内は定期的に巡回し、清掃を行っている。	必須			47	新規	
					②製茶・貯蔵施設等は使用前後に清掃し、清潔にしている。	必須					
					③農場内に不用品は放置せず、回収・処分を行っている。	必須					
					④農場内の器具、容器、設備、機械・装置等は整理整頓している。	必須					
		環境保全 労働安全	47-2	農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な処理・焼却を回避している。	①廃プラスチック、農業や肥料の空き袋、残った農薬、農業機械の部品等の処理は、運搬や処分の資格を有する産業廃棄物運搬業者・処理業者に委託する。	必須			47	新規	
					②枝葉(整せん残さ)と基材や資材等を適切に分別する。	必須					
		環境保全	48	周辺住民等に対する騒音、振動、悪臭、煙・ほこり・有害物質の飛散・流出等の配慮と対策を実施している。	①農場の周辺環境を把握し、騒音、振動、悪臭、煙・ほこり・有害物質の飛散・流出等のトラブルが発生していないか把握する。	必須			○	48	新規
					②トラブルを解消するための対策を講ずる(騒音トラブルを避けるため深夜早朝の作業はしない等)。	必須					
			49	ほ場等への鳥獣の接近を制限する取組等による生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策を行っている。	①農場と農場周辺にどのような動植物が生息しているか調査する。希少動植物、在来種、外来種等を認識し、それらにどのような変化があるのか把握する。	必須			○	49	新規
					②鳥獣被害がある場合は、国・都・区市町村が定めた指針・計画に即した対策を実施する。	必須			○		
					③残さの管理の徹底、放任果樹の除去等、鳥獣等を引き寄せない取組を実施している。	必須					
					④加害する野生獣に適した侵入防止柵を設置している。	必須					
環境保全	49	ほ場等への鳥獣の接近を制限する取組等による生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策を行っている。	⑤野生獣の追払いを行っている。	必須							
			⑥在来種に関しては駆除を前提としない防止対策を行う。	必須			○				

区分	生産工程段階	分野	No.	管理点	管理基準	重要度	評価 (○、×、－)	具体的な取り組み状況(評価理由を具体的に記入すること)	差分	ガイドライン対応番号	平成30年4月1日 施行の管理基準書との関連
	栽培・収穫	食品安全	50	周辺ほ場及びほ場内の隣接する作物からのドリフト対策を実施している。	①周辺の生産者とコミュニケーションをとり、お互いに散布時期等に注意している。	必須				50	34(茶)
					②危険性がある場合、遮へいするなどの対策を実施している。	必須					
	栽培	環境保全	51	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件を理解し、実践している(IPMにおける「予防」の取組)。	以下のような取組を実施している。 ・健全な種苗を使用している。 ・整せん残さを放置しない、雑草を除去するなど病害虫の発生源を除去している。 ・抵抗性品種の導入、土壌の排水性の改善等を実施している。	必須				51	22(茶)を 変更
					病害虫・雑草の発生状況を把握した上で、防除の要否、防除のタイミングを判断している(IPMにおける「判断」の取組)。	①病害虫防除所や指導機関から提供される発生予察情報等を活用している。	必須			52	新規
						②ほ場やほ場周辺での病害虫・雑草や天敵の発生状況を観察している。	必須				
	53	多様な防除方法を活用した防除(IPMにおける「防除」の取組)を行っている。	以下のような取組を実施している。 ・フェロモン剤、微生物農薬の活用 ・同一系統薬剤の連続使用を避けた農薬散布 ・農薬を散布する際は、飛散防止ノズルを活用している。	必須			53	23(茶)を 変更			
			計画	食品安全	54	使用する予定の農薬の情報をまとめ、使用基準違反を防ぐため、農薬使用計画を策定している。	①使用する農薬及びその使用基準等について把握し、品ごとに使用する農薬使用計画を作成している。	必須		○	54
	②登録農薬及び特定農薬だけを使用し、農薬登録がないのに、その用途に直接的な防除効果をうたった資材を使用していない。	必須									
	食品安全	55	農業使用計画に基づき、ラベルに表示されている事項を確認し、それに従い使用している。	①対象の作物、病害虫、雑草を確認している。	必須		55	26(茶)			
				②希釈倍数、使用量、使用回数、使用方法、収穫前日数等を確認している。	必須						
				③ラベルに注意喚起マークがある場合は、その内容を確認している。	必須						
				④農薬は有効期限や登録の有無を確認して、使用している。	必須						
⑤必要量及びラベルに記載された面積当たりの使用量を超過しないように、散布液を調製し使い切る。				必須							
環境保全	56	散布液を調製する際は、周辺環境を汚染させない場所が必要な量だけ調製し、使用後の計量機器は洗浄している。	①農産物や生産資材に飛散することがない場所で、調製(希釈)している。	必須		56	27(茶)を 変更と 28(茶)				
			②調製時には、必要な保護具を着用している。	必須							
			③薬液を正確に計量できる器具を使用している。	必須							
			④調製に使用した計量カップなどの計量機器は、農薬の成分が残らないように十分な洗浄、計量機器は拭き取りを行う。	必須							
			⑤必要量及びラベルに記載された面積当たりの使用量を超過しないように、散布液を調製し使い切る。	必須							
環境保全	57	農薬散布時における周辺作物・周辺住民等への影響を回避している。	①近隣に影響の少ない天候や時間帯に、散布圧に注意して散布している。	必須		57	34(茶)と 35(茶)を 変更				
			②周辺へのドリフトの危険性を把握し、対策(ドリフト低減ノズルの利用等)を実施している。	必須							
			③住宅地等に近接するほ場では、散布時には、周辺住民への影響を回避している。	必須							



区分	生産工程段階	分野	No.	管理点	管理基準	重要度	評価 (○、×、-)	具体的な取り組み状況(評価理由を具体的に記入すること)	差分	ガイドライン対応番号	平成30年4月1日 施行の管理基準書との関連	
	栽培	労働安全	58-1	防除衣・防護具は適切に着用している。	農業散布時は、ラベルに書かれた適切な防除衣、防護具を着用している。	必須				58	32(茶)	
			58-2	農業散布後は、片付け手順に従い作業するとともに、防除衣・防護具は作業ごとに洗浄・乾燥させ、適切に保管している。さらに、このほかに農業のラベルの指示がある場合は、ラベルのとおりの方策を実施している。	①防除後の後片付けの手順を明示している。	必須			○			
					②着用後、洗浄・乾燥している。	必須						
					③ラベルの指示がある場合は、農業使用後の立入の禁止・制限等を実施している。	必須						
			④農業や農産物と離れており、換気の良い場所で保管している。	必須								
		食品安全 環境保全	59-1	農業散布前に、機器の点検をしている。	使用前に点検を行っている。特にホースの接続部分等の不良により薬液が噴出しないう確認している。	必須					59	29(茶)
			59-2	残液が出ないよう使い切る。また、残液が出た場合は適切に処理するとともに、散布機器は十分に洗浄をしている。	①洗浄は生産ほ場及び収穫物と離れた場所で行っている。	必須						
					②使用後は散布機を十分に洗浄している。	必須						
					③残液が出ないよう使い切るるとともに、残液が出た場合は適切に処理している。	必須			○			
			④洗浄排水は適切に処理している。	必須				○				
		食品安全	60	使用した農薬は記録し、出荷後にその記録を公開することができる。	①使用場所(ほ場の名称等)	必須					60	39(茶)
					②対象作物	必須						
					③使用日	必須						
					④農薬名	必須						
⑤希釈倍数	必須											
⑥使用量	必須											
⑦購入苗の場合、添付されている生産履歴の保存	必須											
⑧使用記録は1～3年間保存	必須											

区分	生産工程段階	分野	No.	管理点	管理基準	重要度	評価 (○、×、-)	具体的な取り組み状況(評価理由を具体的に記入すること)	差分	ガイドライン対応番号	平成30年4月1日 施行の管理基準書 との関連		
栽培管理	全般	食品安全 環境保全 労働安全	61-1	食品安全(容器移し替え禁止、いたずら防止の施設等)、環境保全(流出防止対策等)、労働安全(毒劇・危険物表示、通気性の確保等)に配慮した農薬の保管、在庫管理を実施している。	①農薬は保管庫で、鍵をかけて保管している。	必須					61	37(茶) を変更	
					②農薬は冷蔵、乾燥した場所で保管している。	必須							
					③毒劇物を保管している場合、適切な表示をしている。	必須							
					④保管庫の鍵は、管理担当者によって管理している。	必須							
					⑤茶に使用する農薬と、作物以外に使用する農薬等(除草剤やほ場以外に限って使用ができるもの)を分けて保管し、誤用を回避している。	必須							
					⑥農薬は、購入時の容器で保管している。	必須							
					⑦農薬は茶葉と接触しない場所で保管している。	必須							
					⑧毒劇物に相当する農薬はトレー等の中で保管している。	必須							
					⑨農薬がこぼれないよう密封するとともに、こぼれた時の対策として、専用のちりとり、砂、ほうき等を保管場所に備え付けている。	必須							
					⑩保管庫には農薬及び農薬散布やこぼれた時の対策に使用するもの以外は置いていない。	必須							
					⑪立入可能な保管庫の場合は、換気口を設置するなど、通気性を確保する。	必須				○			
		61-2	農薬の在庫台帳の作成と農薬の管理を実施している。	①農薬の在庫台帳があり、入庫・出庫の記録がある。	必須							62	47(茶) を変更
				②台帳を基に在庫管理を実施し、むだに農薬を購入することを防いでいる。	必須					○			
		食品安全	62	農薬の責任者による農薬適正使用の指示と検証が行われている。	①農薬に関する責任者を配置している。	必須					○	62	新規
					②農薬使用計画に基づき、農薬責任者が農薬散布を指示している。	必須					○		
③農薬責任者が日々の散布記録を確認している。	必須								○				
④農薬責任者は、出荷前に農薬の使用を確認し、不適切な使用がないか、在庫記録、使用記録を照合している。	必須								○				
⑤必要に応じて農薬使用計画を修正している。	必須								○				

区分	生産工程段階	分野	No.	管理点	管理基準	重要度	評価 (○、×、-)	具体的な取り組み状況(評価理由を具体的に記入すること)	差分	ガイドライン対応番号	平成30年4月1日 施行の管理基準書との関連	
土づくり	食品安全 環境保全	63-1	生の家畜ふん尿等を、肥料として使用していない。	病原性微生物による汚染のおそれが高いため、施用していない。	必須					63	18(茶) を変更	
			63-2	堆肥を使用する場合、その由来を確認している。	①購入先等に原材料・製造工程・発酵状態・成分などを確認し、病原性微生物による汚染のおそれが高いことを確認している。	必須						
		②外来雑草種子の混入のおそれがないことを確認している。			必須							
		③重金属のおそれがないことを確認している。			必須			○				
		④放射性物質のおそれがないことを確認している。			必須			○				
		⑤自ら堆肥を製造する場合は、原料や未熟堆肥が飛散しないように被覆、汚水が流れ出ないように溝を切る、臭いにより近隣住民に迷惑をかけないようにするとともに、雑草種子や有害微生物の死滅のため60℃で発酵が数日間続くようにする。			必須			○				
		64	肥料等(土壌改良の目的でほ場に投入する資材、客土等を含む)を使用する場合は、原材料・製造工程の把握により安全性・成分を確認するとともに、食品安全、環境保全に配慮した施肥計画につなげている。	①使用する肥料等の成分の含有量を把握している。	必須							
				②「放射性セシウムの含有量が低く、当面、検査の必要性が低い肥料」として公表されていない肥料等については、購入先等から、原材料・製造工程等の情報を入手し、汚染リスクがないことを確認している。	必須			○				
				③指導機関等への問い合わせや講習会等で肥料の情報を収集している。	推奨							
				④新規のものについては、指導機関等の指導を受けている。	推奨							
	⑤使用する肥料等の成分の含有量を把握して施肥計画につなげている。			必須			○					
	環境保全	65	土壌診断の結果や施肥基準、慣行基準等で示されている施肥量・施肥方法等に即した施肥計画・設計を立てた上で、施肥を実施している。	①土壌診断の結果を活用するとともに、施肥基準や慣行基準等を参考に施肥設計を行っている。	必須						65	42(茶) を変更と 43(茶) を変更
				②緩効性肥料や肥効調節型肥料の利用、局所施肥等により施肥量の削減をしている。	必須							
				③追肥は作物の生育に合わせて行っている。	必須							
				④堆肥由来の成分を考慮し、施肥量を決めている。	必須							
	農場経営管理	66	使用した肥料等は記録し、保存している。	①使用場所(ほ場の名称等)	必須						66	46(茶)
				②対象作物	必須							
				③使用日	必須							
				④肥料・資材の名称	必須							
				⑤使用量、使用面積	必須							

区分	生産工程段階	分野	No.	管理点	管理基準	重要度	評価 (○、×、-)	具体的な取り組み状況(評価理由を具体的に記入すること)	差分	ガイドライン対応番号	平成30年4月1日 施行の管理基準書 との関連		
全般	全般	食品安全 環境保全 労働安全	67-1	肥料等の保管は、食品安全、環境保全、労働安全に配慮している。	①覆いがあり、直射日光や雨の当たらない場所に保管している。	必須					67	45(茶) を変更	
					②きれいに清掃されており、ごみやこぼれた肥料等がない。	必須							
					③肥料等を直接土の上に置かない。	必須			○				
					④肥料等が茶葉や摘採・製茶関連の機械・器具と接触しないように保管・管理している。	必須			○				
					⑤農業入り肥料や石灰窒素など農業登録のあるものは、ほかの肥料等と区別して保管する。	必須			○				
					⑥堆肥の保管は、流出、浸出液による水源汚染や、原料の家畜ふんや未熟堆肥との交差汚染を防ぐ対策をしている。	必須			○				
					⑦発熱、発火、爆発の恐れがある肥料は保管方法を確認し、そのとおり保管している。	必須			○				
					⑧大量に肥料を保管する場合は、荷崩れ等が起こらないようにしている。	必須			○				
			67-2	肥料等の在庫台帳の作成と肥料等の管理を実施している。	①肥料等の在庫台帳があり、入庫・出庫の記録がある。	必須							47(茶) を変更
					②台帳を基に在庫管理を実施し、むだに肥料を購入することを防いでいる。	必須				○			
都 独 自 項 目	食品安全	68	残留農薬基準を理解しており、適切なサンプリングにより定期的に残留農薬の分析を行っている。	①残留農薬基準を理解している。	推奨					都	40(茶)と 41(茶)		
				②年1回程度、残留農薬分析を行っている。	推奨				都				
				③分析結果を保管し、求めに応じて開示できるようにしている。	推奨				都				
	全般	環境保全 農場経営管理	69	地域住民の農業への理解促進や教育への貢献を心掛けている。	①地域住民との交流や地産地消の取組に努めている。	推奨					都	83(茶)と 85(茶)	
					②農地周辺の生垣や花の植栽など、景観保全を行っている。	推奨				都			
					③学校給食への農産物提供や、学校農園への援助、体験授業の受け入れを行っている。体験農園を開設している。	推奨				都			
	69	災害時に農地を避難場所使用することや井戸水の提供を行う意思がある。	①災害発生時に、農地を避難場所に提供する意思がある。	推奨						都	86(茶)		
			②井戸がある場合は、井戸水の利用を地域住民に開放する意思がある。	推奨					都				